

一斉点検結果を踏まえた個別統計の改善について

令和 2 年 1 月 23 日
統計委員会担当室

I 一斉点検結果の概要

- 毎月勤労統計調査における不適切事案を受け、全ての基幹統計調査及び一般統計調査を対象に、総務大臣が承認した調査計画や対外的な説明どおりに実施・公表されているかなどについて、平成31年1月から各府省が自ら一斉に点検し、その結果を総務省が取りまとめて公表
- 統計委員会点検検証部会では、その点検結果を影響度区分により評価した上で、改善の方向性を検討

一斉点検で報告のあった調査等の影響度評価

影響度区分		基幹統計調査	一般統計調査
IV 数値の誤り (利用上重大な影響)		1 調査 (毎月勤労統計調査)	—
III 数値の誤り (利用上重大な影響なし)		2 調査 (建設工事統計調査、小売物価統計調査)	1 6 調査 (最低賃金に関する実態調査、労務費率調査、通信利用動向調査、学術情報基盤実態調査、大学等におけるフルタイム換算データに関する調査、雇用動向調査、雇用の構造に関する実態調査、労使関係総合調査、障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査、食肉検査等情報還元調査、賃金引上げ等の実態に関する調査、森林組合一斉調査、特用林産物生産統計調査、全国貨物純流動調査、水害統計調査、環境にやさしい企業行動調査)
I ~ II 数値の誤りなし	点検検証部会において、個別にI~IIであることを確認したもの	1 調査 (注1)	1 1 調査 (注2)
	手続上の問題のみ	2 0 調査	1 3 0 調査

(注1) 賃金構造基本統計調査

(注2) このうち2調査は影響度Ⅲの16調査と重複計上

※レベルIとIIはいずれも数値誤りがない場合で、これを厳密に区分する意味は大きくないことから、今回は「I又はII」「Ⅲ」「Ⅳ」の3区分で評価

【参考】再発防止策において示された一斉点検結果への対応①

○ 点検検証部会を中心にまとめられた再発防止策においては、以下のとおり提言

第一部 公的統計の総合的品質管理を目指して

IV. その他

2. 一斉点検結果を踏まえた個別統計の改善

(1) 各府省の対応

一斉点検において、承認された調査計画との相違が確認された統計について、統計幹事の下で、別紙の対応方針に沿って、改善を進める。

このうち、「1. 調査計画の変更を要しない手順・手続の誤り」については、速やかに改善を実施し、総務省を通じて統計委員会に報告する。

「2. 調査計画との間に相違が確認されたもの」については、調査ごとの改善案（調査実施方法・内容を改めて調査計画どおりに実施、調査計画を改正など）を検討し、令和元年末までに総務省に報告する。

(2) 総務省及び統計委員会の対応

総務省は、各府省から報告された個別改善案の内容を確認し、統計委員会に報告するとともに、その概要を公表する。なお、個別改善案の履行状況については、総務省における調査計画の変更承認審査時や統計委員会における施行状況報告審議時等に確認する。

併せて、上記Ⅲ「3.政府全体の統計ガバナンスの確立」の改善策中の〈調査計画の承認審査の重点化〉について検討する。

【参考】再発防止策において示された一斉点検結果への対応②

(別紙)

一斉点検による事案の概要	対応方針
1. 調査計画の変更を要しない手順・手続の誤り	
<ul style="list-style-type: none"> 作業ミスによる結果数値等の誤り 調査実施手順の細部の相違 調査関連告示の未修正 等 	<ul style="list-style-type: none"> 結果数値等の訂正・公表を速やかに実施 調査手順・手続を速やかに改善
2. 調査計画との間に相違が確認されたもの	
<ul style="list-style-type: none"> 集計事項の一部の未集計・未公表【集計事項】 	<ul style="list-style-type: none"> 集計予定のないものを誤って集計事項とした場合には、計画から削除又は見直し 結果数値の精度や秘匿の観点から公表に適さない集計事項は、計画からの削除又は見直し その他は、可能な限り速やかに集計・公表
<ul style="list-style-type: none"> 一部媒体による公表の未実施【公表の方法】 	<ul style="list-style-type: none"> インターネットによる公表を原則として、印刷物はニーズが認められる場合に作成・提供
<ul style="list-style-type: none"> 公表の遅延【公表の期日】 	<ul style="list-style-type: none"> 遅延が繰り返して発生している調査は、その原因に応じて、業務プロセスや体制の見直し、主要項目に絞った速報値の公表等による遅延の解消を検討。これらの対応によっても解消が困難な場合、申請負担軽減対策（平成9年2月10日閣議決定）に定める公表期限や利活用ニーズも踏まえつつ、公表期日等の見直しを検討 月次統計にもかかわらず、数か月に及ぶ遅延が継続的に発生しているものは、月次統計の必要性について再検討
<ul style="list-style-type: none"> 母集団情報の変更漏れ【報告者】 	<ul style="list-style-type: none"> e-Stat及び各府省のホームページにおいて、使用する母集団情報の名称や年次等を掲載することを検討 上記の掲載を実施している場合、計画には使用している母集団情報の適切性を概括的に確認できる記載を検討
<ul style="list-style-type: none"> 調査対象の縮減【調査の対象となる母集団の地域的及び属性的範囲。報告者】 報告者数の増減【報告者】 調査方法の相違【調査方法】 回答期限繰上げによる調査期間の短縮【調査実施期間】等 	<ul style="list-style-type: none"> 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」（平成22年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ）で求めている品質の表示を踏まえ、e-Stat及び各府省のホームページにおいて、標本設計や標本の規模等について、統一的な定義・用語を用い、適時、明確に掲載することを検討 報告者数（標本調査の場合は、通常、標本の規模を意味する。）や調査方法等が継続的に計画と相違している場合、個別に結果精度への影響や報告者負担等の観点から計画の変更や記載内容の見直しを検討

Ⅱ 改善案の整理方法

- 再発防止策においては、調査ごとの改善案（調査実施方法・内容を改めて調査計画どおりに実施、調査計画を改正など）を検討し、令和元年末までに総務省に報告するよう求められているところ
- 今回、各府省から報告を受けた改善案を、改善に向けた取組の状況に応じて次のとおり区分

改善案の検討状況	改善状況	改善に向けた取組の状況
改善案が 決まっている	対応済	・計画変更を行った上で、変更後の調査計画どおりに調査を実施 ・実務改善を図った上で、承認済みの調査計画どおりに調査を実施 ・点検において把握した不適切事案（未集計・未公表、数値誤り、公表方法等）を解消（※公表に適さない集計表の公表や紙媒体による追加公表を除く）
	対応中	・改善方針が確定しており、かつ、具体的な改善（変更申請準備、手順の見直し、仕様書の見直し、再集計等）に着手済み
	対応予定	・改善方針は確定しているものの、他の申請事項との関係や調査周期が長い等の理由により具体的な改善に着手できていない
改善案が 決まっていない	検討中	・改善方針が確定できていない

※ なお、1 回限り実施の調査や今後中止を予定している調査については対象外とした。

Ⅲ 一斉点検で報告があった調査の改善状況

- 一斉点検で報告があった179調査の改善状況は次のとおり
- 結果数値の訂正が必要な19調査は、毎月勤労統計調査及びその影響を受ける2調査を除き、**令和元年5月までに再集計値を公表済み**（「対応済」）。

影響度区分	基幹統計調査（24調査）	一般統計調査（155調査）	
		継続調査（144調査）	中止予定・1回限り（11調査）
Ⅳ 数値の誤り (利用上重大な影響)	1調査	-	-
	対応中 1調査 ※毎月勤労統計調査		
Ⅲ 数値の誤り (利用上重大な影響なし)	2調査	15調査	1調査 ※環境にやさしい企業行動調査 (数値誤りは訂正済)
	対応済 2調査	対応済 13調査	
		対応中 2調査 ※毎月勤労統計調査の影響	
Ⅰ～Ⅱ 数値の誤りなし	21調査	131調査 (注1)	10調査
	対応済 10調査	対応済 52調査	
		対応中 62調査	
	対応中 11調査	対応予定 15調査	
		検討中 2調査	

(注1) このうち2調査は影響度Ⅲの16調査と重複計上

(注2) Ⅳ及びⅢについては数値訂正事案への対応状況

Ⅲ 一斉点検で報告があった調査の改善状況

□ 影響度区分Ⅳと判断された調査(1調査)

- 利用上重大な影響あり（影響度区分Ⅳ）と判定された調査は、**毎月勤労統計調査のみ**
- 現在、統計委員会における審議を踏まえつつ、復元推計を行うために必要なデータの一部が不足している平成16年から平成23年の遡及推計作業を実施中

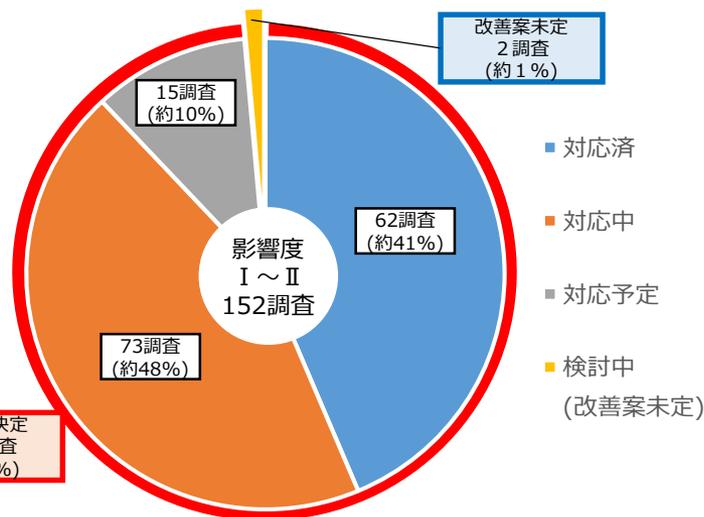
□ 影響度区分Ⅲと判断された調査(17調査) ※中止予定の「環境にやさしい企業行動調査」を除く

- 毎月勤労統計調査の影響で再集計が必要となっている**雇用動向調査、雇用の構造に関する実態調査(※)**を除き、**すでに再集計値を公表**するなどの対応が図られている状況

※ 両調査は、復元推計作業に毎月勤労統計調査のデータを使用。

- 上記2調査は、再集計が完了次第、順次、公表予定

□ 影響度区分Ⅰ～Ⅱと判断された調査(152調査) ※中止予定・1回限りの10調査を除く



- **改善案が決まっているのは150調査 (約99%)**
62調査 (約41%) がすでに対応済み、
73調査 (約48%) が具体的な改善に着手済み、
15調査 (約10%) は改善方針に沿って対応予定
- **改善案が決まっていないのは2調査 (約1%)**

※「検討中」の理由（改善案が決まっていない理由）

- ・次回調査の実施時期が未定で、具体の検討に至っていない
- ・必要となる報告者数について改めて検討が必要

Ⅲ 一斉点検で報告があった調査の改善状況

○ 影響度区分Ⅰ～Ⅱのうち、特に件数が多かった事案の改善例は以下のとおり

事案の態様	基幹	一般	調査計画等との相違内容	改善の具体例
公表期日	14調査	81調査	<ul style="list-style-type: none"> 調査票の回収遅れで公表が一時的に遅延 プログラムミス等による数値誤りを公表前に発見し、修正に時間を要して遅延 公表が経常的に遅延（1日～9ヶ月）等 	<ul style="list-style-type: none"> 作成プロセスの管理を行うなどして調査計画どおりの公表期日で公表 結果利用に支障がない範囲での公表期日の後ろ倒しを行う計画変更申請 新たに速報の公表を実施 等
集計事項	10調査	50調査	<ul style="list-style-type: none"> 調査計画上の集計事項を一部誤って記載 結果精度の面から一部公表を差し控え ニーズの低い一部の集計事項や、他の結果表から算出可能な集計事項を未公表 等 	<ul style="list-style-type: none"> 一部未集計・未公表となっていた集計事項等を追加集計・公表が可能な範囲で実施 集計・公表が困難な集計表の削除・統合 等を行う計画変更申請 等
調査期間、提出期限等	1調査	40調査	<ul style="list-style-type: none"> 調査結果の公表期日に影響がない範囲での調査票の配布・回収時期の遅延 報告者負担軽減のため提出期限を延期 調査票提出期限の前倒し・後ろ倒し 等 	<ul style="list-style-type: none"> 手順の見直し等により調査計画どおりの調査期間・提出期限等で調査を実施 実態に合わせ調査期間・提出期限等を変更する計画変更申請 等
抽出方法等	1調査	36調査	<ul style="list-style-type: none"> 母集団名簿の更新に伴う変更申請漏れ 層化抽出基準の変更（層毎の特性をより反映させるため、調査計画より細分化して抽出を行った等） 等 	<ul style="list-style-type: none"> 督促の強化等による目標回収率の見直し等により、調査計画どおりの選定方法により調査を実施 母集団情報を更新する計画変更申請 等
公表方法	4調査	10調査	<ul style="list-style-type: none"> e-Statによる公表は実施しているものの、印刷物による公表を中止 自省のHPには掲載しているものの、e-Statに掲載漏れ 等 	<ul style="list-style-type: none"> 紙媒体による追加公表を除き、調査計画どおりの公表方法で公表 実施が困難な紙媒体による公表を廃止する計画変更申請 等

IV 一斉点検結果を踏まえた個別統計改善の今後の運び

- 「対応中」「対応予定」の調査については、改善に向けて引き続き具体的な取組を推進
- 「検討中」の調査については、改善案を検討するにあたって課題となっている事項に係る解決策を検討、改善に向けた方針を具体化
- 上記の各調査は、その個別改善案の履行状況について、総務省における調査計画の変更承認審査時や統計委員会における施行状況報告審議時等に確認
- また、令和2年度以降、各府省におけるPDCAサイクルを確立（調査実施後に点検・評価を実施し、結果に基づいて調査を改善）し、各府省において改善を継続

V 改善の推進に当たっての留意点

- 基幹統計について、統計委員会における諮問・答申を不要とする軽微処理の基準（次頁参照）では必ずしも読めない、以下のようなケースをどう考えるか。

※委員長、部会長へ個別に説明し了承を得ることによる例外処理も可能だが、委員長・部会長にとっても各府省にとっても一定の期間や労力が必要。

（今般の点検結果で見られた事例） ※例 1 はいずれも他の諮問答申事項があり軽微処理には至らず

例 1 インターネット上で公表が行われており、ニーズの乏しい印刷物については作成していなかった。ところが、調査計画にその旨が反映されていない。

例 2 調査計画の集計事項一覧に、集計予定のない事項を誤って記載（数百表ある集計表のうち一表で、誤って市区・町村別の集計欄に「○」を付してしまった）。

※軽微処理の基準には「集計内容に与える影響が大きいもの」との項目はあるが、何が該当するかは不明確であるため、実際の運用上は委員長、部会長の個別了承が必要

(今後、考えられる事例)

例 3 統計委員会の方針に従い、調査票に「法人番号」欄を追加

例 4 全数調査及び標本設計を変更しない標本調査における母集団情報を最新時点に切り替えることによる数の変更

例 5 災害発生時の特例で読めない「調査方法の変更」。災害ではなく鳥インフルエンザやその他の重大事件・事故対応による変更

例 6 閣議決定で定められた（月次は60日以内、年次・周期は1年以内）公表期限内で、公表予定日が祝日・休日と重なる場合など後ろ倒し

例 7 オンラインによる調査方法の追加及び郵送調査の代替

【参考】 統計委員会において定められた軽微処理基準

統計法第9条第4項ただし書における「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて

平成21年3月9日

統計委員会決定

改正 平成30年9月28日

1 (1) 統計法（平成19年法律第53号）第9条第4項ただし書における「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」とは、例えば、次に掲げるような場合を指すものとする。

- ① 他の法令の制定又は改廃、制度の改正、統計基準の変更等に伴い当然必要とされる事項の変更
- ② 市町村の配置分合等地域の名称の変更に伴う調査地域の変更
- ③ ローテーション調査における調査対象又は調査事項の周期的（定期的）変更
- ④ 特例的に設定された調査期日を通常の調査期日に戻す変更
- ⑤ 調査方法又は集計方法の変更のうち、調査内容や集計内容に与える影響が大きいもの
- ⑥ 集計結果の公表方法及び公表期日について、統計利用者の利便に資する観点から行う変更
- ⑦ 災害の発生に伴う調査地域からの除外又は調査の延期
- ⑧ 実質的な内容変更を伴わない調査要綱（申請事項）の表現ぶりや調査票様式の変更
- ⑨ 統計委員会の答申での指摘事項（具体的な措置内容が明確となっているものに限る。）に従った変更

(2) 上記の例示によっては軽微な事項かどうか判断しがたい場合は、委員長及び関係する部会の長が、軽微な事項か否かを判断するものとする。

2 軽微な事項に該当すると判断された申請案件については、当該申請案件の処理後、委員会が総務省政策統括官（統計基準担当）から処理結果の報告を受けるものとする。